

資料 6

即時抗告申立書



令和3年5月25日

札幌高等裁判所 殿

釧路地方検察庁

検察官事務取扱副検事

浅原 宏 規



被告人 [redacted] に対する道路交通法違反被告事件につき、令和3年5月24日、釧路地方裁判所がした移送決定に対し、下記理由により即時抗告を申し立てる。

記

別紙記載のとおり。

別紙

第1 即時抗告の趣旨

本件移送決定は、迅速な審理や被告人に生じうる不便、不利益の評価を誤ってなされたものであるから、速やかに取り消すべきである。

第2 理由

1 本件移送決定の趣旨

釧路地方裁判所は、令和3年5月24日、被告人[REDACTED]に対する道路交通法違反被告事件を大阪地方裁判所に移送する決定（以下「本件移送決定」という。）をした。

本件移送決定は、①大阪地方裁判所で審理することは迅速な審理に資する、②釧路地方裁判所で審理する場合、審理の遅延が懸念され、かつ、一定回数の公判期日に出頭して審理することは、被告人にとって時間的、距離的、経済的にみて相当な不便、不利益が生じるなどとして、本件を大阪地方裁判所で審理するのが適当であると結論付けている。

2 前記①について

本件が起訴後相当期間経過していることから、被告人及び弁護人と円滑な公判期日調整を行い、迅速な審理を行う必要があることに特段異論はない。しかしながら、公判期日調整は電話等でも円滑に行うことは可能であり、大阪地方裁判所で審理しなければ迅速な審理の実現が不可能ということはない上、本件事案を正確に把握している釧路地方検察庁の検察官が証人尋問等の本件審理を担当した方が効率的であり、釧路地方裁判所で審理を行った方が迅速な審理の実現に資すると言える。

よって、本件移送決定は、迅速な審理の実現について評価を誤っており、不当である。

3 前記②について

本件は争いのある事案であることから、被告人には複数回の公判期日への出頭が必要であると認められ、それにより、被告人が相応の時間と費用を負担することは特段異論はない。しかしながら、本件の争点は速度測定機器の正確性であることから、場合によれば、第1回公判期日において速度測定機器メーカーの担当者の証人尋問及び被告人質問を実施し、別期日

で論告弁論を実施して結審することも可能であり、必ずしも多数回の公判期日が見込まれるとは限らないのであるから、被告人の不便、不利益が大きいとまでは言えない。

よって、本件移送決定は、本件を釧路地方裁判所で審理することにより被告人に生じうる不便、不利益を過大に評価しており、不当である。

4 結論

本件移送決定は、釧路地方裁判所で審理することによる迅速な審理や被告人に生じうる不便、不利益を誤って評価して不当であり、その決定を速やかに取り消すべきである。

以上